綠丘

本紙一部金六錢　一ヶ年前金[illegible]
編輯人 橫田弘之
印刷人 永井新太郎
發行所 小樽高等商業學校 [illegible]
電話[illegible]

—感銘深い校長訓話—

偉大なる國家の爲めに勉學せられよ

現下未曾有の難局を控へつゝある我國高等商業教育の制度を刷新すると共に其の目標、特質を一層明確化し、且つ地理的實状に鑑み本校は北海に於ける[illegible]三月十九日[illegible]が公布された。[illegible]は九月に[illegible]校長は特に次の如き訓話を與へられた。

父兄の膝下に於て卒業を迎へんとして居る諸子に一層奮勵努力して欲しいと思ふ。例年であると授業は四月始めであるが御承知の通り、昨年短縮令に依り三年生が今年は九月に卒業することゝなつたので授業が半年程短縮になつて來た。試驗は一度で濟ませると受驗する人に氣の毒であるし出來れば二回したいと思ふが、此が爲時日を要するし、教練關係もあれば例年通りであるから日數は非常に不足する。上級學校は九月に試驗があるし、就職する人も一度は會社へ顏を出さなければならぬし、父母の膝下を遠く離れてゐる人は一度歸らねばならぬ、そうすると九月は殆ど授業する事が出來ない。これを研究するため毎週いくらかの時間を増し夏休を出來るだけ短縮することが必要になる。其れであるから、凡て繰上つたから四月迄はあつてもなくても良いと云つた考を持つと大變である。この非常措置に應ずる覺悟をして貰ひたい。

大に御承知の通り[illegible]が不足して居るのは遺憾であるが致し方がない。然し大東亞戰爭はあくまでも戰ひ拔かなければならぬのであつて今では此の點から考へねばならぬ。大東亞戰爭は今次[illegible]の下勇士の奮闘の下赫々たる戰果を上げてゐる。（中略）

我々は戰爭に勝たなければならぬ。既に半ば以上勝つてゐる。然し英國は最後の一戰しか勝たなかつた國であり、又斯樣な信念を持つた國民である。最後の止めを刺す迄我々はやり拔かなければならぬ。我々はこの樣な時代に生れたことを光榮とすべきである。我々の子供の時代は台灣も滿洲も無い一孤島であつた。今や世界の全てを負ふて日本は大東亞を建設してゐる。諸君の前途は洋々としてゐる。千年に一度しか邂逅しないとの時期に諸君が如何に人材を盡すかと云ふことは諸君の雙肩に懸つてゐる。單にパンの爲めの外國語でなく偉大なる國家の爲めに勉學せよ。かつての淺薄な文化に劣らぬ文化を今や打ち立てよ。日本は今や人材を要望してゐる。御心の注意を拂ひ、氣宇を廣大にして勉學せられよ。（下略）

—惜まれて去る—

卜部岩太郎講師

育英功績事業五十年の著功積—

商業文及び商業英語の權威として[illegible]大正八年本校講師に就任以來[illegible]、先年官を辭され[illegible]講師として[illegible]。此度老齡を以て辭任され[illegible]三月十九日送別式を行つた。講師は本校[illegible]のみならず商業教育界の[illegible]として其の功績は多大なものであり、小樽市に對する[illegible]も多大なるものである。今回の辭任は洵に惜しまれてゐる。

[illegible]明治二十五年以來實に五十年[illegible]に貢獻されると五十年、[illegible]天皇陛下の[illegible]を拜し、[illegible]を示す十一時を以て從七位に敍せられた。講師は次の如く語つた。

校長閣下から過分の御挨拶を戴き恐縮してゐる次第で、明治二十五年に教育界に身を投じ、今年で五十年になります。育英に從事して參りましたが、半分は廣島三重の中等學校に奉職致し、殘り大正八年、今度で滿二十三年になり、仕事も中途半端で學校に對して誠に濟まないと云ふ心で一杯である。誠を盡したつもりでありましたが不徳な點が多い樣でした。大體に非常に氣持良く、過して戴きました。それは上は校長先生から同僚各先生の御厚情に依り在校生諸君、及び二十幾年かの間に接した卒業諸君の御厚意で心から御禮申上げる次第である。私は妙な關係で小樽市民とも關係を深く、二十有餘年の小樽生活は[illegible]して心の底から感謝の念をもつて生活して參りました。最早年も古稀に近く、非常時[illegible]とした元氣をもつてせねばならぬので、[illegible]して任を退くことになりました。然し此の非常時の時代にありまして、皇國の爲めに力を少しでも盡す積りであります。郷里へ歸りますが今後共も御指導を御願ひ致したいと存ずる次第であり、諸君の御健康を心から御祈り致して簡單ながら御挨拶に代へます。

同講師は二十四日午前八時の汽車で[illegible]豫定である。

卜部岩太郎氏略歷

○大正八年四月本校講師
○同　八年五月[illegible]
○同　十三年一月[illegible]
○昭和三年十一月大禮記念章授與
○同　三年十一月[illegible]
○同　四年六月[illegible]
○同　五年三月[illegible]
○同　五年十月教育ニ從事スルコト五十年[illegible]
○同　七年八月[illegible]
○同　十年四月[illegible]
○同　十五年十一月[illegible]
○同　十六年九月[illegible]從七位
○同　十六年九月特旨ヲ以テ[illegible]

☆整備する助教講・師陣☆

曾乃昌講師

[illegible]先に東京[illegible]講師に就任された曾乃昌氏は[illegible]北京[illegible]同氏は北京[illegible]に於て[illegible]を專攻して[illegible]。[illegible]に御入學[illegible]に讀[illegible]日本語の[illegible]教授に任ぜられ、[illegible]として知られる[illegible]の著書がある。[illegible]本學の[illegible]に迎へらるゝに至つた。[illegible]

馬屋原助教授

[illegible]本校に就任された馬屋原助教授は[illegible]一月[illegible]になつた[illegible]教授の[illegible]に[illegible]氏は[illegible]クラブに[illegible]して[illegible]の[illegible]である。

一日氏を訪ねてその抱負を聞けば、次の如く語る。

[illegible]等と云つて私には何等云ふべき事はありませんが、國語は一つの指導國語として今後より大なる重要性を持ち、又[illegible]もその[illegible]を有して來た事は喜ぶべき事もなく、又國語學習上心者中には他の語學よりも[illegible]困難なる話の[illegible]を聞きますが、[illegible]如何なる外國語に於ても初めにどれも同程に困難に相違ないので[illegible]も此の點を克服する事は[illegible]が初めて學ぶ場合支那[illegible]其他の外國語も困難なる點は國語と同樣であります。それですから要は努力如何であり、諸君の努力を要望する次第です。[illegible]

[illegible]外國語は長年間努力を積まねば[illegible]に十分なる進步は得られないもので、[illegible]も私は諸君と共に今後大いに[illegible]して[illegible]致し度いと思つて居ります。

[illegible]氏は[illegible]昭和十六年十二月[illegible]東京外國語學校（[illegible]）卒業

小樽高等商業學校教授 [illegible]
二月二十日 [illegible]
二月二十七日 文部省

三月七日

本校 中野 [illegible]

角逐の新銳來る

—入試合格者發表—

[illegible]本校の入學[illegible]全國一齊に三月一日より[illegible]。去る十二日入試合格者が[illegible]發表になつた。[illegible]新入生の[illegible]であつた。[illegible]

無試驗檢定合格者

第一部甲類

伊藤 幸之　近藤 欣彥

大澤 一郎

第二部甲類

安達 皓雄　瀬賀 兵吉　石川 一郎　石倉 賢八郎　五十嵐 武義　片山 喜吉　北本 [illegible]　松橋 忠光　守谷 幸一　中島 市四郎　小川 義夫　大関 英一　佐藤 裕　菅原 秀人　上野 一郎　若松 一夫　渡邊 一武

[illegible] 泉　大門 正　長谷部 英一　石川 文夫　伊藤 利定　金子 登　北野 [illegible]　岡邊 宗太郎　米村 幸雄　長尾 利二　中島 富治　老月 [illegible]　岡元 榮二　角田 浩一　[illegible]　上野 寬晃　若井 明三郎　渡邊 昇

吉田 明

第二部乙類

中條 正明　小田 茂（以上四十三名）

試驗檢定合格者

第一部甲類

荒木 [illegible]　宍木 [illegible]　泉 建　菅藤 了一　大工原 茂　井上 義一　山老 榮造　橋本 英雄　林 宗哉　平塚 一男　藤吉 一男　細井 宗男　荻 正輝　石川 郁　武田 武男　岩川 久廣　磯部 一郎　金井 [illegible]　川上 一郎

[illegible]　岩間 毅　安岡 陸一　赤井 俊一　菅沼 正一　明石 [illegible]　井上 勳　井口 [illegible]　宍島 勇治　橋本 [illegible]　畑中 [illegible]　平野 [illegible]　藤井 [illegible]　木江 正史　石倉 大助　荒木 [illegible]　伊澤 [illegible]　今井 [illegible]　五十嵐 [illegible]　金子 [illegible]　川村 [illegible]

川合 英一　加地 一男　葛西 [illegible]　北澤 利夫　木村 竹夫　小林 博　小納谷 [illegible]　小久保 淳一　[illegible]　川上 [illegible]　前田 良策　松江 [illegible]　松本 精二　木越 [illegible]　三崎 久光　三島 弘　[illegible]　森 喜代治　永井 正己　新田 文夫　岡本 重夫　岡田 [illegible]　[illegible]　小野 朝人　小川 [illegible]

[illegible]　菅野 和夫　片石 政市　米谷 [illegible]　小林 謙一　駒木根 [illegible]　菊地 [illegible]　淺林 英雄　倉内 [illegible]　丸山 [illegible]　松本 [illegible]　松宮 [illegible]　日黑 正雄　竹川 清一　三俣 [illegible]　[illegible]　森 秀和　長岡 正一　中山 [illegible]　野口 [illegible]　岡本 [illegible]　奥野 [illegible]　大江 [illegible]　小川 芳雄　小川 一夫

小黒 [illegible]　坂本 [illegible]　佐々木 [illegible]　金子 直　島崎 正己　齊藤 武　白田 數一　鈴木 實　杉本 [illegible]　高橋 五郎　高倉 作二　田中 [illegible]　德長 [illegible]　[illegible]　海野 [illegible]　鷲田 [illegible]　渡邊 [illegible]　渡邊 [illegible]　山田 良三郎　山田 弘　安田 興市　吉丸 [illegible]　萬 武

[illegible]　坂井 [illegible]　佐治 [illegible]　島田 博　[illegible]　新城 [illegible]　清水 [illegible]　鈴木 [illegible]　竹田 健一　高橋 [illegible]　高野 [illegible]　田村 [illegible]　塚原 [illegible]　神村 [illegible]　內山 [illegible]　和田 [illegible]　渡邊 [illegible]　山岡 [illegible]　山田 [illegible]　山田 正二　吉村 [illegible]　吉澤 登

第一部乙類（以上百三十三名）

[illegible]　牧野 [illegible]　森山 [illegible]　杉山 [illegible]　[illegible]　[illegible]　前田 [illegible]　中山 [illegible]　田中 正司　山崎 文正

[illegible]　中川 [illegible]　[illegible]　高野 [illegible]　林 [illegible]　加納 [illegible]　三上 [illegible]　[illegible]　田中 [illegible]（以上十九名）

第二部甲類

安達 [illegible]　阿部 功　[illegible]　[illegible]　[illegible]　星野 [illegible]　[illegible]　石崎 [illegible]　伊澤 [illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　余 [illegible]

安達 [illegible]　[illegible]　[illegible]　林 [illegible]　平山 [illegible]　吉川 [illegible]　石川 [illegible]　岩本 [illegible]　川田 [illegible]　駒田 [illegible]　[illegible]　[illegible]　增田 [illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　上杉 [illegible]　山口 [illegible]　安原 [illegible]

第二部乙類

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　八木 [illegible]

丸山 [illegible]　宮川 [illegible]　中村 [illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　田中 [illegible]　多賀 [illegible]　[illegible]　山本 [illegible]（以上五十二名）

吉谷 [illegible]　加藤 [illegible]　中原 [illegible]　岡本 [illegible]　大久保 [illegible]　酒井 [illegible]　高尾 [illegible]　柏木 [illegible]　宇山 [illegible]　吉澤 [illegible]（以上二十名）

生徒連絡を緊密に

—生徒課各調査に積極的に乘出す……

生徒課では從來より一層生徒との連絡[illegible]の强化を圖り、時局下學生生活[illegible]の[illegible]に積極的に乘り出した。即ち[illegible]一層强化、續け出願に一層の[illegible]を要し、[illegible]の指導の[illegible]を示す一方不規則な[illegible]に對しては[illegible]を以つて[illegible]をうながすことになつた。又一方[illegible]の[illegible]を[illegible]と共に[illegible]を[illegible]するため[illegible]作製の[illegible]を[illegible]、[illegible]を行ひ、[illegible]調査をなす等、大衆の[illegible]を始めてゐる。

四肢を大きく　腕く伸ばさう

[illegible]を執るもペンを握るも先づ[illegible]な身體からと[illegible]ラジオ體操を[illegible]一層普及する[illegible]に[illegible]が[illegible]られた。これが[illegible]は未定であるが、恐らく[illegible]を[illegible]いて[illegible]へと[illegible]ばして[illegible]あるまい。[illegible]

[illegible]とされてゐることであらう。今度は九月と云ふので、もう[illegible]の[illegible]がひしひしと感じられ、アルバム[illegible]は[illegible]

早や卒業の思出に

—アルバム委員活躍開始—

[illegible]昨年十二月、[illegible]の[illegible]から[illegible]された卒業[illegible]我々の[illegible]しい[illegible]の[illegible]と[illegible]とをもつて、或は[illegible]實社會へ、或ひは[illegible]へ[illegible]つて行つたが、[illegible]は恐らく[illegible]上る[illegible]アルバムを如何程待ち[illegible]に[illegible]を[illegible]しく多忙に[illegible]を開始してゐる。

敍任及辭令

一月三十一日

宮澤 光一

[illegible]ヲ命ズ

尊し勤勞の汗

本校より四名參加す

文部省では戰時下學生の[illegible]勤勞[illegible]への[illegible]力を目指して今月下旬一週間の豫定で全國十ヶ所に[illegible]勞作[illegible]を開催した。全國專門學校は各大學、高專學校[illegible]より選抜した一千二百名の中堅學徒でそれぞれ各講習地に[illegible]し晝は[illegible]作業、夜間は[illegible]青年との交歡に時を過し[illegible]しい勤勞を通じて[illegible]を體得する事になつたが本校は休暇中であるにも拘らず特に次の四君が選ばれて出場してゐる。

高田 帝男　菊池[illegible]太郎　野澤 [illegible]　一樽 [illegible]

場所は[illegible]で日程は三月二十一日より三月二十七日までである。

會員異動報告

○は勤先
△は住所

（三月十六日締切、[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ハノ（[illegible]新聞ニハ[illegible]セズ）

[illegible] 健夫	昭和4[illegible]	△愛知縣[illegible]市[illegible]八一
[illegible]	昭和5	△東京市[illegible]區[illegible]町一ノ四五九
[illegible] 唯司	昭和13	○札幌市北二西三　日本[illegible]株式會社
竹內 宏	昭和16後	○神戶市[illegible]區[illegible]町三丁目　三菱商工[illegible]神戶[illegible]所
高橋 長谷男	昭和16後	○新京特別市大同大街三〇二　日滿商事株式會社石炭部
[illegible] 一郎	昭和11	○上海四川路三三〇橫濱正金銀行支店
齋藤 [illegible]	昭和3	○東京市京橋區[illegible]地[illegible]　金屬工業統制會
佐竹 佐武郎	大正9	○東京市麴町區丸ノ內一　帝國生命保險株式會社
加賀 保實	昭和5	○東京市神田區[illegible]町二ノ二ノ三　火日本[illegible]會
木村 [illegible]	昭和16後	○新京特別市[illegible]洲中央銀行
下條 貞秋	大正10	△東京府[illegible]二ノ三
佐藤 純一郎	昭和3	○青森市大町　安田銀行支店
才岡 俊一郎	昭和13	○札幌市北三條西二　日本水產[illegible]所
[illegible]	[illegible]	[illegible]
高橋 大	大正13	△小樽市[illegible]町三ノ二五　[illegible]
北村 [illegible]	昭和16後	○新京特別市大同大街[illegible]會館內
光井 [illegible]	大正9	○吉林市大[illegible]株式會社
岩木 [illegible]	大正9	○盛岡市[illegible]石油[illegible]株式會社
高橋 [illegible]一郎	大正12	○東京市麴町區大手町一ノ八　日本石炭株式會社
植木 [illegible]	昭和7	○函館市[illegible]町八八　函館[illegible]株式會社
伊藤 [illegible]	大正13	○東京市麴町區三丁目　三井物產丸之內支店
大村 [illegible]	大正10	○長崎市[illegible]町　三井物產長崎出張所
阿部 [illegible]	大正6	○函館市海岸町　北海道炭礦汽船出張所
杉浦 [illegible]	大正6	○東京市丸之內一ノ二　北海道炭礦汽船[illegible]
黑田 寬	大正3	○尼崎市[illegible]　[illegible]工業株式會社
東瀬 [illegible]	大正8	△兵庫縣[illegible]町　日本[illegible]株式會社
大塚 武雄	昭和15	△橫濱市中區本牧町三ノ七六五
佐藤 [illegible]	昭和9	○夕張町　夕張製作所
梅村 利行	昭和16後	○大阪府[illegible]町　日[illegible]株式會社
星野 [illegible]	昭和16後	○中華民國[illegible]公司
塚本 [illegible]	昭和16	○吳市[illegible]銀行支店
上杉 [illegible]一	大正11	○札幌大通　北海道拓殖銀行
黑澤 [illegible]	昭和10	
松崎 [illegible]	大正8	○[illegible]町三七四　[illegible]銀行支店
高橋 [illegible]	昭和7	○北海道[illegible]　炭礦汽船[illegible]
佐々木 [illegible]	昭和9	○北海道[illegible]　炭礦汽船[illegible]
佐々木 [illegible]	昭和16	○北海道[illegible]所
松村 正辰	昭和14	○札幌市北一條西二丁目　夕張製作所出張所
高橋 [illegible]	大正14	○大阪市西區川口町三五　株式會社岡田[illegible]
淺野 [illegible]	昭和11	○大阪西區[illegible]町二九四　第一銀行西[illegible]支店
國安 [illegible]	昭和11	○[illegible]郡[illegible]保線區
鈴木 [illegible]介	昭和13	上海[illegible]路二〇七號　中支那振興株式會社
水野 [illegible]	昭和7	○神戶市[illegible]通二ノ六　[illegible]神戶支店
和田 [illegible]	昭和12	○奉天[illegible]三號[illegible]
野田 [illegible]	大正12	△大分縣[illegible]村[illegible]
石野 一[illegible]	昭和15	○名古屋市[illegible]町[illegible]　日本[illegible]
宮尾 [illegible]	昭和11	△小樽市[illegible]町三四
佐竹 [illegible]	昭和3	△尼崎市[illegible]町三ノ一二九
松川 [illegible]	大正13	○八戶市[illegible]　日本[illegible]株式會社八戶工場
峰谷 [illegible]	昭和16後	○[illegible]町　安田銀行支店
山內 [illegible]	昭和16後	○大阪市東區[illegible]　日本[illegible]
[illegible]一郎	昭和13	○自營、計理士、東京市日本橋區[illegible]
菅原 [illegible]	昭和16後	
稻田 [illegible]	昭和16後	○北海道[illegible]町　北海道人造石油株式會社
安倉 [illegible]	大正12	○[illegible]市入船町五ノ一四　[illegible]工業所
[illegible]	大正13	○福岡市中島町四七　日本火災九州支店
松井 [illegible]	昭和16後	△大阪府[illegible]町
[illegible]	昭和16後	○札幌市大通西三　第一銀行支店
白土 大三郎	昭和5	○[illegible]工業[illegible]
門間 [illegible]	大正13	△東京市杉並區[illegible]二ノ五一
長谷 [illegible]一	昭和16後	○東京府下[illegible]村　日立[illegible]工場
高橋 [illegible]太郎	大正12	○八幡市八幡製鐵所內
鎌倉 [illegible]	昭和6	○札幌[illegible]檢査所
吉崎 [illegible]	昭和10	○東京芝區田村町一ノ二日東館內　日本木材統制[illegible]
太田 [illegible]	大正11	○函館市末廣町　安田銀行支店
岡崎 [illegible]	昭和16後	○札幌市　日本興業銀行支店
益田 [illegible]	昭和16	○東京市京橋區[illegible]西八　[illegible]ビル內
川村 [illegible]	昭和14	△東京市大森區[illegible]町一三二二
稻垣 [illegible]	昭和16	○大阪市北區宗是町一　[illegible]株式會社
石田 功	昭和15	△兵庫縣[illegible]郡[illegible]村

（以上七十一名）

訃報

前田 貞三君（昭十四）昭和十七年二月五日病死
[illegible]一郎君（大七）昭和十七年二月二十五日病死

學術研究基金報告

自昭和十七年二月十一日
至同　年三月十二日

申込日數	申込金額	拂込金額	寄附者	未納額	申込人員
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一、拂込者芳名（敬稱略、數字ハ回數）

金拾五圓也　吉川 敬止（完）
金拾圓也　東 [illegible]（3）　平田 [illegible]（完）　佐々木 [illegible]（4）
金五圓也　山崎 [illegible]（完）　松野 [illegible]太郎（6）
金參圓也　岡本 [illegible]一（8）　佐々木一[illegible]（8）　太田 [illegible]（8）
山內 [illegible]（8）　吉川 一男（6）

一、新規申込者芳名

金壹百圓也　小寺 [illegible]（[illegible]）

學術研究助成基金報告

一金參萬參千六百五拾七圓拾六錢

昭和拾七年三月十二日現在

文藝、論文原稿募集

四月特輯に際し原稿募集致します。用紙は部室にあり。

一、內　容　評論、隨筆、創作、詩歌
　　　　　　經濟論文、研究發表
一、締切期日　四月十三日

☆昨年度を顧みて

[illegible]時期は[illegible]の繰上げに[illegible]。[illegible]に依る[illegible]の[illegible]が、[illegible]の[illegible]されて[illegible]。[illegible]の新たなる[illegible]一丸の[illegible]の[illegible]に[illegible]する[illegible]。[illegible]なる[illegible]である。[illegible]

[illegible]九月に至るや[illegible]三十[illegible]年の[illegible]を[illegible]することになり、十月[illegible]、[illegible]は[illegible]に[illegible]の[illegible]の[illegible]たる[illegible]をもつて[illegible]、[illegible]と[illegible]上に[illegible]、[illegible]を[illegible]ることになつた。[illegible]は[illegible]あわくも[illegible]にする[illegible]は、恐らく[illegible]

[illegible]昭和十六年度の[illegible]を[illegible]みて、[illegible]のそれに[illegible]は我々は[illegible]の中に自らの[illegible]を[illegible]ではあるまいか。[illegible]と云はないまでも[illegible]しく[illegible]な[illegible]を[illegible]にしてほしいと[illegible]。十月[illegible]である。[illegible]と共に[illegible]を[illegible]ることを[illegible]ない。我々はもう一度自己を反省して見る必要があるのではあるまいか。

[illegible]我々の[illegible]は[illegible]であるなら、我々の[illegible]を[illegible]である。[illegible]年の本質でなければならぬ。[illegible]なる自己に忠實であることは[illegible]である。我々青年學徒には[illegible]であらう。[illegible]してこの事は一つにかゝつて我等の努力如何によるのであり、[illegible]なる[illegible]の[illegible]に[illegible]すべきである。[illegible]の[illegible]しい我等の[illegible]と、[illegible]の[illegible]を[illegible]ないか。

經濟統制と利潤

―協働經濟に對する一考察―

二　村　倍　吉

十九世紀を華々しく飾つた自由主義經濟は既る所に勝りひどく中の鎖に苦へられて二十世紀に入つた。そして「その崩壊の起る事を待つ者があり、或はこれと同時に新時代の誕生を告げる鐘の音として歡迎者もあらう。」——自由主義經濟が一度絶頂以上世界的な原理として榮えたのも、各國に於けるその偉大なる貢獻の故であつた。そして今や亡び去らんとするのも果すべき使命を果し了えたからである。」自由主義經濟理論の存在を決定的瞬間ははから述べてゐる。それは利潤追求の倫理的社會的價値がいつしか見失はれたからである。見えざる手はもはや個人的利益と社會的利益の調和を圖り得なくなつた。そして實に營利追求がもたらした消費にこそあらゆる經濟的紛爭と統制經濟の必然性は胚胎してゐたのである。

今日我國にとつて焦眉の急務は高度國防國家の建設である。之が爲に國家的利益の確保が要求せられ、營利追求は極を緩ることなくして制限せられる。永い間論議されて來た利潤追求の問題は終局に達し、自由主義經濟には終止符がうたれたかの觀がある。同時に國防國家建設の爲には國家の莫大な物資の消耗に應じて經營能率は最高度に發揮せられねばならぬ。こゝに國防經濟乃至戰爭經濟が第一に解決すべき問題が潜んで居るものと思はれる。

早くより統制經濟の必要を認め自給統制、價格統制、資本統制と經濟統制の道を歩んで來た。併し之等は何れも國家と經濟の複合的存在を前提とするものであるから、國家的利益は個人的利益と對立する。從つて之等の國家的利益はとの對立を基礎としては否定される可能性を持つ。こゝに於て國家と經濟を有機的に綜合させ、之等の對立を止揚して國家目的達成に寄與を果さざる職務力が發されねばならない。我々はその精神とその制度を重要產業團體令に見ることができる。この經濟を協働經濟と名付けるならば、協働經濟こそ國家的利益と營利追求の要請に添ふ最も進んだ形態と見ることができやう。しからばそれは果して國家の他の要請——即ち經營能率の最高度の發揮——にも充分に應じうるものであらうか。我々は之を論ずるに先立ち、少しく協働經濟の基礎について考察せねばならない。

先づ協働經濟が所有の社會化國有化を企圖するものでない事は明かである。蓋し協働經濟に於ける國家と經濟は、國家なる全と之に對立する個の關係ではなくして、全と共現はれとしての個の關係であり、全が否定せられざる限り現はれとしての個は決して否定せられるものではないからである。從つて協働經濟は私有財産制度に立脚し之を離れては存在しえない。次に財産の私有が認めらるゝ時は資本主義社會の財産は依然として作用する。あらゆる入用資財は資本制度の制約を受ける。この制約の下に國家目的實現を可能ならしめるものは企業の存在である。即ち次の如く言ふことができやう。協働經濟にいふ國家と經濟は同一物の要素である。企業の存續は即ち國家意思の發現である。企業は經營存在でなければならないと。

協働經濟の企業觀をかく把握した上は再び經營能率の問題にかへらう。或る論者は能率增進の可能性を肯定して言ふ。その論ずる所は次の如くである。

「協働經濟の組織の下では企業の經營と所有はすべて全體の中に織り込まれ、個體の利益に代つて全體の利益がはかられる。そこに於ては經營と所有は分離し、經營は全體の規制を受けるのみで所有によつては左右されない。かくして經營の自主性が確立され、所有者の經營に對する干渉を除去しうると共に、經營者が眞にその職能を自覺して運用するときは企業經營率の制約は失はれず合理的な經營をなすことができる。從つて經營能率の飛躍的進歩は利潤を問題とせずして可能なのである。」と。

以上の說によれば個體はすべて全體に綜合され全體の意圖に於て活動するものであるから、個體間には矛盾は發生しない筈であつて、協働經濟こそ發展の究極の形態である。しかるに生命の發展は不斷である。發展の究極なるものは考へることができない。私は協働經濟にも既に發展の誘因の芽あるを感ずる。私の以下論述せんとする點はこゝにある。

營利的動機なくして經營能率の充分なる發揮を期し得られるといふ前述の說の基礎は、經營と所有の分離する經營の自主性にあつた。而して以上に述べた限りに於ては經營者の意思は明かであるが、所有者の意思については觸れてゐなかつた。先づ國家的利益の對立する場合の經營の自主性と經營能率に考察の範圍を限ることとする。我々は經營の自主性が規定されてゐる經營形態の典型を株式會社に見出すことができる。バーリ及びミーンズによれば株式會社の支配は六つの形態に分たれる。すなはち過半數支配、ピラミッド型支配、少數派支配、經營者支配、金融資本支配、政府支配、之である。この中經營の自主性が見られるのは後の三者である。しかるにこの自主性は形式的には可能であつても實質的には可能とは言へないと思はれる。第一の經營者支配の場合に於ては、經營者は株主總會により選ばれ株主の承認と支持により經營者たりうるのであるから、經營は所有より分離してゐるといふことはできない。第二に金融資本支配の場合には成程經營者は所有者ではないが資本の供給者である。從つてこの場合と雖も經營の自主性は主張することができない。第三の政府支配の場合は確かに經營は獨立である。併し之は統制經濟の發展段階から見れば營利統制に屬し、その能率の極めて低いことは既に認めらるゝ所である。故に經營の自主性が經營能率を向上せしむるものであることを論證せんとする場合にはたとへ自主性が確立せられて居るにせよ能率を增さざるのみならずかへつて低下せしめることが明かであれば、その確立せられた自主性自身は何等の重要性をも有しないものである。株式會社にしてかくの如くである。まして株式會社經營が決して完全的ではないといふ事實を考ふる時、經營の自主性は實質的には成立しえないことは明かであらう。經營者は所有者又は出資者の意思を無視しては活動しえない。經營能率の問題は所有者の意思にかゝる。從つて國家と經濟が對立する時は利潤を認めずして經營能率の增進は期待できない。しからば國家と經濟が綜合されてゐる場合はどうか。協働經濟はとくに考察範圍を擴げ問題を異にするものであらうか。我々は株式會社の場合とは全く性質を異にするものであらうか。その出處に溯らねばならぬ。

協働經濟に於ける經營の自主性を重要產業團體令によつて見るに、產業の統制は統制會のすべてを含み、統制會の會長は政府當局の指圖により主務大臣が決定しその產業の統制、指導、その他は會長の總理するところであり、構成員たる會員は統制規程を遵守するに過ぎない。所謂統制機關が實權を握つてゐる。よつて經營と所有は完全に分離してゐると言はれる。

さて之を以て協働經濟は全く經營者たる指導者の意思に依存し、團體構成員たる會員の意思は顧られないものであるとするならばそれは誤ではなからうか。かゝる意味に於ては協働經濟は國家が經濟を吸收した場合の管理統制の範圍を出てゐない。即ち國家と經濟の複合的存在が前提とせられてゐる。併し協働經濟は國家と經濟の有機的綜合であつた。そこに現はれた統制會は、官民協力全體の意思に發達した自主的組織であると言へやう。之は國家意思と個の組織である企業の總協團である。全體はこの組織を通じてこそ國家意思に綜合されうると共に、企業自らの欲求も之を通じて充されるのである。企業固有の欲求は決して否定されない。有機的とは構成體たる企業の欲求を無視することなく、しかも全體の均衡を保持することである。全體の均衡は各個體の欲求的不均衡を媒介として保たれる。企業の存續と發展の欲求はこの相互的矛盾を生む。而して全體の經營能率の發展の爲には均衡は常に新たなる段階に迫られねばならない。かくして個體の欲求は常に充されねばならぬ。從つて構成體が指導者の指揮統制であり又その意思決定に對する參加機關であることは極めて重要である。經營者の意思は構成體の意思を無視してはありえない。しからばその構成體即ち企業の意思如何。企業は經營意圖の單位であると共に、企業體の資本は各企業を通じて動く故に所有者單位でもある。之企業が二重性を有すると言はるゝ所以である。從つて企業は經營と所有が統一せられて構成體にあるとは斷ずることはできないであらう。故に能率の問題は企業の意思即ち所有者の意思にかゝる。協働經濟に於ては所有者はその職能に目覺めそれを通じて全體に盡す意思あることが前提とされるから、所有者の意思については殊更論ずる必要はない。經營能率は一應保利的動機に誘かずして增加せしめられるといふ結論が生れやう。

併し先に個體の欲求の充さるべきことを見た。所有者は國家的利益に盡す意思を有し乍らも企業の維持發展について利潤追求するところがなければならない。從つて協働經濟は資本主義に立脚し、貨幣經濟を基盤とする。一切のものは貨幣を媒介として測定される。企業の欲求が充足されたか否かも貨幣價値により表示せられる。故に自己目的ではないが手段として營利追求が認められねばならぬ。而してそれは結局には國家的利益を考慮して行はれるものではない。與へられた課題は之等を如何に調和せしめるかにある。更にその調和は眞に國家なる全體的考慮と企業なる個體的考慮を綜合したものと言ひ得るや否や。そこに發展への矛盾が存在するのではなからうか。

最後に以上は協働經濟に對する私の淺學な思惟の結果であり獨斷に過ぎぬが、その批評の如何に拘らず、協働經濟はやがて發展するものであることを附け加へておきたい。

（午　春）

薄寒い晩冬
黝い樹身を
殘した後
静かな戀
かすかに淺春の兆を描く

×　×

沈思の中
午春の夢を追ひ
無邊際の空間に
豊かな曲線を投げる

戰爭と人口

福　本　雅　夫

大東亞の共榮圏を建設し其の悠久にして健全なる發展を計ると云ふ事は日本民族が其の光輝ある運命を賭けた大事業であります。吾々日本民族は是非ともこの大事を成就しなければなりません。然るにこの光輝の大事業を成就するには先づ日本民族自らがその數に於て絶對的に大きくならなければなりません。又その實質に於て十分にこの大東亞共榮圏の指導者として務めを果すことが出來る様にならなければならないのであります。そして一日も早く悠久にして健全なる共榮圏の發展を計ることが最も重要な事と存じます。その非常時の先達となる可き吾々自からが數に於て少く、その質に於て十分にこの任務を果すことが出來ないと云ふ様なことがありましては、それこそ日本民族が世紀の運命を賭けたこの大事業も恐らくは水泡に歸してしまふに違ひないのであります。

之より我が國人口の變遷を辿り現實の危機とは如何なるものであり、之が對策を少しく述べて見たいと思ひます。

支那事變が始まる頃までは我が國に於ける人口の自然增加は一年に百萬人に近い數をかぞへて居りました。之は日本の現在の人口から見まして決して少くない增加であると云ふのが之までの一般の通俗的な見方であります。而して甚だ正確な話でありますが、斯様な日本人口の外見上の繁榮らしい增加と發展の蔭には、實に恐ろしい衰亡の因素が年と共に次第に釀し出されつゝあつた事を多くの人々が見落してゐたのであります。日本人口が支那事變の始まる頃まで年々百萬人に近い增加を續けて來たと云ふことは、一見日本民族の限りなき發展を約束して居る様に思はれます。然し實は大きな誤謬であります。日本人口が一年に百萬人に近く增加して來たとは疑ふことの出來ない現實の事實でありますが、果してこの百萬人に近い增加がどう云ふ風に行はれて來たかと云ふことを考へて見ますと、それは決して必ずしも樂觀的に考へる事は出來ないのであります。人口の增加と云ふものは死ぬ者より生れる者が多い場合起るのであります。日本に於ける人口の出生率は明治初年から大正九年までの約五十年間は年と共に上昇を續けて來ましたが、此の時を頂點と致しまして俄かに急激な低下を始めたのであります。之にも拘らず其の後年々百萬人を加へて來ることの出來ましたのは一に全く死亡率が同様に低下を來した爲であります。之は主として醫學の發達と豫防衞生の進歩したお蔭でもつたと申されねばなりません。

出生率と死亡率とが相伴つて低くなつて來ると云ふことになるとその結果として人口の將來はどうなるかと云ふ事であります。之はヨーロッパ諸國では既に經驗みのものでありまして、結局は民族自滅の運命を辿る様になるのであります。それは出生率の低下には際限がなく死亡率の低下には一定限度があつて無限に低下しないからであります。又別のことがありますが、現在の人が豫想した様に不老不死の藥物でも發見されゝばそれは別でありますが、この儘では憂ふべき結果が來るに違ひないのであります。人口問題研究所の中川博士の御研究によりますと日本の人口は現在のまゝでは昭和七十五年までは尚增加し、一億二千三百萬人にまではなるがその時が日本人口の最大の數であつて、それより減少へと移行すると云ふことであります。今や東亞共榮圏の建設に向つて渾身の努力を傾けてゐる吾々にとつて誠に心細い極みと申さねばなりません。今一つ出生率、死亡率共に低下する結果としての國の人口現象の上に起る第二の變態は若い者の割合が減少して來るのであります。つまり死亡率が低くなれば長生きする人の割合が多くなるに反し、出生率の低下は新しく生れる者の割合が少くなる爲であります。そこに所謂る老年期が現はれるのであります。我が國でも今日の人口を十數年前と較べますれば老年者の割合が多くなり頗る憂心に堪えないところであります。

青年なき民族には發展もなければ恐らく未來に對する輝やかしい夢を描くことも出來ません。ばかりか、目先の事を忘れ靜かに餘生を樂しんでゐる國を想像して見れば誠に寒心の事と存じます。そこには事物の進歩も發展も見出す事がないのであります。

今や我國は擧げて聖戰の途上に於て待望しく大東亞戰の戰禍は人口にも著るしい影響を與へて居ります。第一線に活躍すべき多くの壯丁が續々必要であることは申すまでもありません。さきの大戰でも戰線に送るべき毎日の兵員も夥しく、決戰期間に於ては戰士が絶對に必要であつたと云ふ事であります。然るに今日に至つては一兵士に對し十七人乃至二十人の産業戰士を必要とすると云はれて居ります。近代戰の特色は實にこの點に存するのでありまして、直接軍需に於ける我が國工業の發展は頗る驚異的なもので、平時ならば二三十年を要する事、化學工業が僅かに二三年の間に實現してゐるのでありまして、茲に産業戰士を必要とした事は勿論であります。それに滿洲への開拓民の移住により少からず不足を感じてゐるのであります。今又大東亞戰爭による新たなる生活空間に於ける[illegible]いくらあつても足りぬことゝなるのであります。然るに戰時下に在つては勿論戰病死の增加は止むを得ないに致しましても、戰爭による戰病死亡率の增加は通例その二倍乃至三倍に昇るのであります。特に之は社會の負擔たる人口層と申しまして生命力の比較的弱きもの即ち幼年者婦人が多く死の爭に惑はれるのであります。それに出生率の減退及び婚姻率の減殺と之による生れるべくして生れなかつた即ち戰爭なかりせば生れたであらう人口損之を出生損と申しますが、この三者の作用を通し人口は益々危險に陷るのであります。更に重要なことは戰爭が人口增加の如何なる時期に起つたかによつて大いに其の影響を異にすると云ふことであります。一般に出生と死亡の關係の時期に依て文明國の通つた人口增加の時代を四つに分けることが出來ます。即ち、死亡率が相當に高いにも拘らず出生率が頂上に達し低下せんとし、死亡率が低下して自然增加の增大する時代之を第一期と申します。第二期は出生率が低下し始めるが、死亡率が一層急速で後退し、その結果自然增加率が益々多くなる時代であります。第三期に於ては死亡率低下の程度が緩やかとなりまして遂には停滯狀態に達し、出生率の減退が著るしくなり遂には釣合等しの狀態となるのを云ひます。この狀態が進みますと出生率と死亡率とが交叉して死亡率以下になつてしまふのでありまして、之が人口消滅の第四期と申します。

[illegible]植民地共に我が出生率を遙かに凌駕してゐるのであります。然るに其の死亡率が高い爲、其程著しい增加は示して居りませんが、その潜在的增殖力の如何に著るしいかは一度び治安が確保され、經濟生活が安定向上すれば直に着目に値するものがあらうことは疑を入れる餘地がないのであります。今にして我が出生率の增加を計らざらんか、何時の日まで東亞にそして世界に君臨し得ませうか。

私は今まで徒らに人口增加を強調して參りましたが、之れ丈けでは人口政策の目的達成には決して達せられるものではありません。

ゾンバルトも云ふ樣に人は營養と愛國心丈けでは子を產まぬのであります。吾々は日本民族の永遠の發展を計るには何よりも先づ吾々自身が日本民族の永遠の發展と云ふものに最高の價値を認めねばなりません。吾々は社會學に於ける戰爭以上のものを求めるときは民族學となる様に、徒らに世界人類愛を叫へることは正しき道徳とは申されません。即ち我が民族生存の意味を吾々自身が皆知的意識にその稀少を有すると云ふ事實の上に民族自身が永遠に發展すべき世界觀を打ち樹てその上で日本民族の人口を十分に自覺すると共に、この質的量的にもこゝで飛躍的に發展しなければならない事をよくよく納得して頂きたいのであります。

私はこんな解り切つた事を何故申し上げねばならないかと申し上げますと、[illegible]

[illegible]申せないのでありまして、その典型は飽くまでも典型でありまして決して平均型でもなかつたのであります。然るに新興人の言動が一層的に高調せられた理想型に外ならないのであります。こう申しますれば御指摘たまれる方もありませうが、とう云ふ方々には私の方から參數させて戴きたい方でありまして、誠に相もしく感ずる次第であります。

民族精神は一部具體ち一指導者の熱烈な非合理的な民族感情の合理的表現に外ならないのであります。この理念と民族統一との繋がりは何よりもなほさず血液風土相俟つて化じた民族的共同意識であつて、吾々は先づこの特殊の共同感情に基づきまして人口問題の核心に觸れようと努力致したいのであります。併しマルサス人口論は人口は幾何級數的に食料即ち人口扶養力は算術級數的に增加すると云ふ様な原則なものではありません。そして吾々の見た範圍ではマルサスは正しいのでありまして簡單に申し上げますならば、增加する人口は常にその扶養力（食料）によつて限制され、增加する扶養力は常に人口增加を許すのであります。然し我が國の現實は先きにも述べました樣に大東亞戰爭の進展と共に南方の廣大なる資源を今後に入れねばなりません。現在ではこの南方資源は如何に生產擴張せんかと頭を悩す位難しい處場をあげて居ります。玆にこのマルサス人口論を實用化すべき秋であります。現在産めよ殖えよの號令のかけつぱなしと云ふ非難がないでもありませんが、今暫らくの辛抱です。現下にありましては此れ以上政府にお求めになることは國民として自肅すべきでありませう。眞實の經濟社會秩序に於を求め國民として眞しく安んじて己が持場を全うとうすべき秋であります。即ち人口扶養力の根本をなす經濟力の强大を圖るのであります。之は決して經濟事ではありません。確かに無から有は生れませんし、又無形の有から有を生る譯は見られるものでもありませんが、[illegible]的に國富の强大と經濟生活の安定を計り得られるのであります。然らば無形の有とは何かと申しますれば國民勤勞と技術より又國家機關より生ずる富と申し上げたいのであります。故にかゝる戰時下にありましては經濟指導が第一義的意識を有するのであります。吾々は今や斷乎として人口扶養力を大いに伸び人口增加の基礎を作らなければなりません。確かに苦難の道かも知れませんが、然し米當に今一息と云ふところであり吾々が以上の根本的經濟政策を持たれ更に民族主義的人口政策あれば正に日本民族の前途は洋々となるものと信じて疑ひません。

☆無線便り☆

しばらく御無沙汰致して居りますが皆様お變りありませんかお伺ひ申上げます私の方は益々元氣でやつて居ります乍他事御放念の程願上げます

先日休日に町近川で寫眞を撮りましたので一葉お送り致しました御笑覽下さいます樣お願ひ致します何分田舎町のことゝて形ばかしの寫眞屋にて先づこれ位の所がせい〲で御座居ります

寒さはどうやら峠を越したかに思はれますこれで滿洲の寒さと云ふものを一通り經驗致しました何と言つても酷寒だとはいふことをつく〲感ぜさせられました何も詳しくは申上げられませんが恐らく御想像の外にあるのではないかと思つてゐます御自愛御專一の程祈上げます。

梶浦秀臣教授

彌生の日暮らし（一）

appassionata sonata に纏ることども

—隨筆—

佐　川　敏　夫

秋晴も終に近づいた土曜日、私は久し振に街で[illegible]札幌で偶然にもアパッショナタを聴いた。此の作品の壯烈な悲壯作を描いて聞る傾倒をこんなに深く聴いたのも、ともすれば沈み勝ちな此の頃にして珍らしい事である。

私の親しいレコード目録の中でも、最も好きな、懐ひ出の多いもの一つは此の曲である。曾つて未だ[illegible]頃、幼い日の夢と共に聴いた、おぼろげな記憶も此の曲である。然し[illegible]文學にのみ心惹はれてゐた頃は、ともすれば忘れ勝に遠ざけて投げやり勝ちな私の幼い日にも、或時は、忘れてゐたものとしてのことであつたかも知れない。[illegible]私の觀にも、嚴に打ち込む悲しい此の曲を聴いたのは[illegible]打ち果てた故郷の小さな病院に、亡い母親の枕を撫つてあへなく逝つてしまつた後には、[illegible]虚しい病院に聞へ、父親と共に[illegible]それも何時しか忘れ去つて、此の曲の名を聞く時には、私の背に白い冷み切つた死だけがあきらめの表情で迎ひ出された。

[illegible]バッハやアパッショナタに耽入る様になつてから間もなく、ショパンのエテュードと一緒に此の曲を送めてくれた人があつた。

つい最近の事だつた。當時の私に附し近かつた此の曲を[illegible]少の作つては立ちどまりして聴き入つてゐる中に、ピアノの强い[illegible]から一つの鮮かな心像が浮び上つて來た。それは私にとつて大切な時期であつた。その鮮かな心像は他の如何なるものにも增して、我に心寄せる人の象的な[illegible]、音響の[illegible]にましかゝつて、共の夢を夢と知つてなほ夢見つゝ、あきらめ切れぬ心想で人生を受け容れようとする、その苦しい動搖を訴へてくれた。

さうやつて夕年の日に、青白い感傷で受け入れた此の曲は、遙かなるものへの懐しい憧憬と苦悩と、熱情の冷却で心の奥深くしみ込んで行つた。この様な氣持し作つたこの人に人知れず密如を寄せ始めたのは、然し私の心の一番深くであつたのだ。私は誰れにも自、らこの曲を[illegible]の語が此の曲のことに及んで、却つて話を[illegible]樣な氣分をさうばしなかつた。

[illegible]自分の熱つてゐると云ふよりむしろ[illegible]、歩みとにすりかへて飲み切つた顧望まで逃げ込んだのを覺えてゐる。然し[illegible]「あるまびす」氏から「此の曲」に說いて誰つた[illegible]ある一文に接し、私は何かその日頃の自分を從ひあやうな心持ちになつてそれを讀謝しながら讀んだものである。それ以來、再びこの曲は私の心から離れないやうになつてゐた。

もう火人の城に近いこの人は不思議な慰撫をもつて、持つて生れたどうにもならぬ淋なものへの夢を、ピアノの一鍵一鍵に寄せながら、自分にきびしく探して來た人生を歩き投かんと試みてゐる樣だつた。

私は讀み止どんだ日、私の枕元に坐つてみた。私は私らしい孤獨の悲しに思ひつめた様に落着いてゐた。それは私きることに希望を見つけ出しまでではなく、自分を求る「生」を決め切れずに何時までも思ひつめて、何時かその心の領域では「生」をはるかに追ひ越してゐる感覺だつた。私は同じ樣な孤獨をこの人の經驗に見た。然し孤獨くも苦るしい[illegible]の生活をみ遙かに越して、孤獨に就るいかにも恋み切つた高さに驚いた。然し決してしあはせではなかつた淋しい感覺にすらも、何故か甘いが一本線ず込んでゐて、[illegible]のはこの人である。な気がした。そうしてその時[illegible]が一つの謎題であるあの鮮に自分をその熱に立ち續けさせてゐるのは何時までも諦めきれずに傾いてゐるアパッショナタであつたも、遠い北の町も、特に目立つ此の町の知的な建物も、夜毎の靄までした雲の中に吸ひこまれてやがて[illegible]、私の心の奥から、孤獨な諦めをひきずりながら[illegible]流水の彼方へ消えて行つた。

「我ひとりまる檣な樂想です」

又私達は默つてしまつた。[illegible]

よ胸底を靴く叩——夜の札幌だなと思つた。

（一七、三、一九）

小林氏の批評（一）

岸　本　英　一

批評とは濃い染藥である少し稀めれば色が得られやう。（サント・ブーヴ）

小林秀雄氏が批評家と云ふよりは日本文壇に獨自の存在であることは今更の論である。氏の印象派的鋭鋒な批評は、氏が「文藝時評」の中で不朽の手引きを設けた觀が、サント・ブーヴ氏負ふてゐる事は、唯々氏もないでもないが然し、[illegible]の言葉を以て氏の批評の中に色を除くことを得るのであらう。今日日本文壇の趨勢と共にともすれば此の文學の感覺の手引でもあつたかの如く云はれ[illegible]。

たもので、純粹な感覺が小林氏と批評の觀念を異にするだけの話であつて、却つて行動ですらある今月文藝（三月號）にも伊藤整氏と平野謙氏が「トルストイの家出」をめぐつての小林秀雄と正宗白鳥との大論爭を引合ひに出してゐるが、結局現代文壇人が小林氏に對する遠慮なき批評の眼は、伊藤、平野兩氏の[illegible]に於じられる譯で、[illegible]的な否定に落着くことであらう。文壇的常識と云ふことは全的な小林氏の否定ではない。私は此處で私なりの角度から氏を眺めて見ようと思ふ。

先づ第一に氏の評論において目立つのは、氏の視野が極めて狹いと云ふことである。つまり氏の批評が論理の建設に終始してゐるのである。氏の見てゐるものは極めて狹少な、そして日常的な論理に過ぎない。[illegible]「歴史と文學」の一文である。[illegible]に魅力を感じたとすれば、そのなかれしめた理由のひとつは、かに歴史と云ふ大問題を、小林氏は日常的な論理によつて纏め上げたといふことであらう。氏は其の中で次の樣に語つてゐる。（これは「ドストエフスキイの生活」中「歴史について」の一文にもある。）

「見ては永久に過ぎ去る。誰もこれを疑ふ事は出來ない。疑ふ振りをする事は出來るが、いや何一つ過ぎ去るものはない積りでゐる事が、[illegible]ひない。積りでゐるのであつて本當はさうではない。[illegible]の積りから生れた。過ぎ去るものを、[illegible]と言つた。そしてこの[illegible]まう巧く成功しない事は見易い道理である。」

[illegible]小林氏の云ふ樣な事柄から歴史が果して生れたものかどうかは別として、——生れたものかどうかといふ事柄は、さういふ大問題をとんな風にみつてゆけるとにあつけにとられてしまふのであるが——現に私たちは小林氏とは違ひ、何ひとつ過ぎ去らないものはないつもりでゐる譯が、そのことをあまりに簡單に考へすぎることは[illegible]

[illegible]ひたいのは、かういふ大問題に當つて、[illegible]の論理の性格は小林氏の論理に據りながら、[illegible]

論理の性格は[illegible]とても日本私小說の本質的の一つであつて、却つて私小說に從ひて展開された時にも引合ひに出される所以である。

小林氏は、批評とは己れの夢を語ることだとか、批評とは自己を語ることだとか、他人の作品をだしにつかつて自己を語ることである、とか[illegible]

[illegible]氏の主張は氏の[illegible]を特色づけてゐることは明白であるが、あつてある人が[illegible]他人の作品を鑑賞する、と云ふ言葉は[illegible]ではない。（未完）